

3 麻薬の管理

(1) 麻薬の譲り受け・譲り渡し

ア 譲り受け

麻薬の譲り受けは原則として都内(他県は不可)の麻薬卸売業者からに限られます。飼育動物診療施設間の貸し借りは絶対にしないで下さい。

イ 譲り渡し

麻薬を譲り渡すことができるのは、麻薬施用者が患畜に麻薬を施用する場合のみです。麻薬卸売業者への返品もできません。

(2) 廃棄

ア 麻薬廃棄届

麻薬の廃棄は、原則として、事前に「麻薬廃棄届」を提出してから、東京都福祉保健局職員の立会いの下廃棄しなければなりません。勝手に廃棄することはできません。

イ 麻薬廃棄届出時必要書類等

(ア) 麻薬廃棄届

(イ) 廃棄したい麻薬

(ウ) 麻薬帳簿

(3) 事故

破損、流失等により、麻薬が回収不能になった場合や、盗取、所在不明等の事故があった場合は、速やかに「麻薬事故届」を提出しなければなりません。

(4) 麻薬帳簿

麻薬管理者(施用者)は、麻薬帳簿に次の事項を記載しなければなりません。また、麻薬の在庫量と帳簿に記載された麻薬の残高は、常に一致しなければなりません。

ア 譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日

イ 施用した麻薬の品名、数量及びその年月日

ウ その他(事故、廃棄など)

(5) 麻薬管理者(施用者)の届(年間届)

麻薬管理者(施用者)は、毎年11月30日までに、前年の10月1日からその年の9月30日までに取り扱った麻薬の品名・数量を東京都知事に届け出なければなりません。

4 立入検査

麻薬対策係では、麻薬による事故の未然防止等の目的で、不定期の立入検査を行っています。立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず確認してください。

<問合せ先>

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階

東京都福祉保健局健康安全室薬務課

薬事免許係 03(5320)4503(免許申請、各種届出等)

麻薬対策係 03(5320)4505(保管庫、事故届、管理等)

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/yakumu/mayaku/index.html>

(ホームページから、麻薬取扱の手引き、新規指定麻薬の情報等が閲覧できます。)